

法令トピックス

令和 5 年 11 月号

【労務】「過重労働解消キャンペーン」が 11 月に実施されます

過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき取組を行ってきました。しかしながら、過労死等の件数は近年高止まりの状況にあり、また、平成 31 年 4 月 1 日から順次施行されている時間外労働の上限規制が令和 6 年 4 月 1 日から工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等にも適用されることから、引き続き、企業への法制度のきめ細かな周知等を通じ、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行う必要があります。このため、厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/231108-01.pdf>

[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

【労務】令和 6 年 4 月から労働条件明示のルールが改正されます

厚生労働省では、令和 6 年 4 月 1 日から施行される「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 39 号）」などによる改正事項のうち、「無期転換ルール・労働契約関係の明確化等」関係について、専用のページを設けて各種の資料・情報を紹介しています。この度、その専用のページ（令和 6 年 4 月から労働条件明示のルールが改正されます）の資料について、追加や更新が行われました。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/231108-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

【税務】国税庁-インボイスQ&Aを改訂

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(インボイスQ&A)」は、事業者の皆様が、令和元年 10 月 1 日に実施された消費税の軽減税率制度への対応とともに、適格請求書等保存方式にも対応いただけるよう、適格請求書等保存方式について、わかりやすく解説したものです。令和 5 年 10 月 1 日から、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されたことを受けて、このQ&Aも改訂されました。なお、今後も、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定とされています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/231108-03.pdf>

参照ホームページ[国税庁]

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8 階
あすか 社会保険労務士 法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>